平成２１年（フ）第７６１号
栃木県宇都宮市道場宿町550番地２、前住所栃木県さくら市馬場410番地63
債務者　小川　順子（旧姓髙野）
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３９３号
広島県福山市芦田町大字上有地2997番地、旧住所広島市東区戸坂新町２丁目１番28―502号
債務者　佐々田芳江
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第７７号
熊本県人吉市西間下町1016番地15　北古賀住宅
債務者　西　さやか（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午後２時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２１年（フ）第３０２８号
横浜市南区永田北１丁目５番６号　永田町ハイム201
債務者　中筋　洋子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１８号
沖縄県うるま市石川東山本町１丁目10番25号津覇住宅Ｄ号
債務者　喜納　順子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第３０１２号
横浜市保土ケ谷区上菅田町1500番地　笹山団地26棟401号
債務者　佐藤　　翔（旧姓中尾）
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１０６号
横浜市港北区小机町2600番地の78　メゾン蘭101号室
債務者　広瀬　正行
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１６７号
横浜市瀬谷区本郷３丁目19番地７　エスポワール201号
債務者　岩崎　　亮
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１６９号
横浜市保土ケ谷区仏向町760番地
債務者　網倉　紀彦
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１７０号
横浜市瀬谷区阿久和東４丁目24番地１　マリンハイツⅡ201
債務者　山口　雄大
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１８６号
横浜市神奈川区松見町４丁目944番地57　２Ｆ
債務者　安藤　雅洋
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１８７号
横浜市都筑区池辺町3232番地　プランドールＳＵＺＵＳＨＯ301号室
債務者　村田　舞子（旧姓桐越）
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２３５号
横浜市保土ケ谷区新井町443番地７
債務者　篠田奈美子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８０８号
静岡県焼津市本町５丁目10番２号
債務者　久保山祐子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後４時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９１０４号
大阪市旭区赤川２丁目16番29号
債務者　岡本　伸二
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部